令和8年第4回

市議会定例会（12月）
提出議案

主要事項説明書

福 知 山 市

目　次

◆ 令和８年度会計別予算額一覧..... 3

◆ 令和８年度一般会計歳入予算額一覧 4

◆ 令和８年度一般会計歳出予算額一覧（目的別） 5

◆ 令和８年度一般会計歳出予算額一覧（性質別） 6

◆ １２月補正予算　主要事項 7

◆ 条例関連議案.....28

◆ その他議案 33

◆ 令和８年度会計別予算額一覧

（単位：千円）

会　　計　　名			補正前の額	12月補正額	補正後の額
一　般　会　計			48,888,505	746,900	49,635,405
特別会計	国民健康保険事業		6,881,494	△ 816	6,880,678
	国民健康保険診療所費		65,300	△ 4,152	61,148
	と畜場費		15		15
	宅地造成事業		12,500		12,500
	休日急患診療所費		26,500	521	27,021
	石原土地区画整理事業		76,500		76,500
	介護保険事業	保険事業勘定	8,323,250	3,715	8,326,965
		介護サービス事業勘定	57,512	2,081	59,593
	下夜久野地区財産区管理会		140		140
	後期高齢者医療事業		2,657,900	△ 83	2,657,817
小　　計			18,101,111	1,266	18,102,377
企業会計	水道事業		4,215,660	4,804	4,220,464
	下水道事業		8,880,096		8,880,096
	病院事業	福知山市民病院	20,615,269	450,310	21,065,579
		大江分院	944,242	24,276	968,518
			21,559,511	474,586	22,034,097
小　　計			34,655,267	479,390	35,134,657
合　　計			101,644,883	1,227,556	102,872,439

◆ 令和８年度一般会計歳入予算額一覧

（単位:千円）

款	補正前の額	第4号補正額	補正後の額
01　市税	12,846,668		12,846,668
02　地方譲与税	534,987		534,987
03　利子割交付金	28,000		28,000
04　配当割交付金	133,000		133,000
05　株式等譲渡所得割交付金	163,000		163,000
06　地方消費税交付金	2,355,000		2,355,000
07　ゴルフ場利用税交付金	6,000		6,000
08　環境性能割交付金	12,000		12,000
09　法人事業税交付金	260,000		260,000
10　国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,000		26,000
11　地方特例交付金	206,000		206,000
12　地方交付税	12,440,000		12,440,000
13　交通安全対策特別交付金	7,000		7,000
14　分担金及び負担金	171,714		171,714
15　使用料及び手数料	1,165,752		1,165,752
16　国庫支出金	7,640,941		7,640,941
17　府支出金	3,599,622		3,599,622
18　財産収入	808,569		808,569
19　寄附金	1,063,152	25,000	1,088,152
20　繰入金	1,301,093	495,608	1,796,701
21　諸収入	751,384		751,384
22　市債	3,235,200	29,800	3,265,000
23　繰越金	133,423	196,492	329,915
一般会計　合計	48,888,505	746,900	49,635,405

◆ 令和８年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位:千円）

款	補正前の額	第4号補正額	補正後の額
01　議会費	265,339	5,827	271,166
02　総務費	6,685,136	247,825	6,932,961
03　民生費	17,425,414	90,054	17,515,468
04　衛生費	6,392,148	43,103	6,435,251
05　労働費	17,959		17,959
06　農林業費	1,352,208	1,280	1,353,488
07　商工費	668,200	17,751	685,951
08　土木費	3,378,897	11,559	3,390,456
09　消防費	1,898,408	38,495	1,936,903
10　教育費	5,462,708	91,006	5,553,714
11　公債費	5,292,088	200,000	5,492,088
12　予備費	50,000		50,000
一般会計　合計	48,888,505	746,900	49,635,405

◆ 令和８年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区　　分	補正前の額	第4号補正額	補正後の額
人　　件　　費	9,027,391	390,890	9,418,281
うち 議　員　給　与　費	152,959	549	153,508
うち 職　員　給　与　費	7,517,115	316,256	7,833,371
物　　件　　費	6,947,166	34,497	6,981,663
維　持　補　修　費	209,834		209,834
扶　　助　　費	10,415,695	2,000	10,417,695
補　助　費　等	6,968,325	85,608	7,053,933
投　資　的　経　費	5,104,070	13,600	5,117,670
うち 人　件　費	279,405		279,405
普通建設事業費	5,104,070	13,600	5,117,670
補　助　事　業　費	2,318,369		2,318,369
単　独　事　業　費	2,785,701	13,600	2,799,301
災害復旧事業費	―		―
公　　債　　費	5,292,088	200,000	5,492,088
積　　立　　金	1,199,359		1,199,359
出　資　金　・　貸　付　金	230,483	25,000	255,483
繰　　出　　金	3,444,094	△ 4,695	3,439,399
予　　備　　費	50,000		50,000
一般会計　合計	48,888,505	746,900	49,635,405

◆ １２月補正予算　主要事項

（単位：千円）

		区分／政策名 事業名	補正額	区分	ページ
一般会計	通常補正	**①　市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち**			
		外郭団体運営事業	25,000	継続	9
		②　市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち			
		リサイクルプラザ修繕事業	13,600	継続	10
		環境パーク運転・維持管理事業	3,665	継続	11
		③　市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち			
		子育て世代包括支援センター事業（母子保健型）　債務負担行為の設定		継続	12
		母子保健事業　債務負担行為の設定		継続	13
		④　市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち			
		高等教育無償化制度交付金事業	6,862	継続	14
		文化財保護関連事業	1,468	継続	15
		⑨　持続可能な生活を支える基盤の整ったまち			
		庁舎管理事業	7,769	継続	16
		ハピネスふくちやま管理運営事業	3,500	継続	17
		コンビニ交付事業	15,381	継続	18
		○　その他一般事業			
		証明一般管理事業	2,714	継続	18
		地方債繰上償還金	200,000	継続	19
		補助金等償還事業	59,251	継続	20
		人件費補正	392,890	継続	21
		小計（１４事業）	**732,100**		
	繰出金補正	国民健康保険事業特別会計繰出金（人件費補正）	△874	継続	23
		国民健康保険診療所費特別会計繰出金（人件費補正）	△4,152	継続	23
		休日急患診療所費特別会計繰出金（人件費補正）	521	継続	23
		介護保険事業特別会計繰出金 （介護保険事業運営/人件費補正）	△107	継続	23
		後期高齢者医療事業特別会計繰出金（人件費補正）	△83	継続	23
		病院事業会計負担金（人件費補正）	19,495	継続	23
		小計（６事業）	**14,800**		
		一般会計（補正第４号）　　２０事業　　計	**746,900**		

（単位：千円）

	事業名	補正額	区分	ページ
特別会計・企業会計	【国民健康保険事業特別会計】（補正第２号） 人件費補正	△816	継続	21
	【国民健康保険診療所費特別会計】（補正第１号） 人件費補正	△4,152	継続	21
	【休日急患診療所費特別会計】（補正第１号） 人件費補正	521	継続	21
	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】（補正第２号） 介護保険事業運営／人件費補正	3,715	継続	21・24
	【介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）】（補正第２号） 人件費補正	2,081	継続	21
	【後期高齢者医療事業特別会計】（補正第１号） 人件費補正	△83	継続	21
	【水道事業会計】（補正第２号）	4,804	継続	25
	【病院事業会計】（補正第２号）	474,586	継続	26
	特別会計・企業会計　　７会計　　計	**480,656**		

◆繰越明許費について
　　一般会計　リサイクルプラザ修繕事業　ほか6事業

政策名	市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち					（単位:千円）
事業名	外郭団体運営事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	4,000
25,000				25,000		補正後予算額 29,000

1　事業の背景・目的

（一社）福知山地域振興社は、地域産品の販路開拓や本市アンテナショップ「福知山ちゃった」の運営等を通じて、市内生産者の所得向上や地域経済の活性化、本市の魅力発信に取り組んでいます。

このたび、同社の事業推進への活用に使途を指定した、本市への2,500万円のふるさと納税寄附がありました。

寄附者の意向を踏まえるとともに、市として地域産品の付加価値向上と継続的な取引の創出を進める必要があることから、地域資源を活用した計画的な商品開発や販路形成等の推進及び、これらを支える事業基盤の強化を図るため、出捐金を支出します。

2　事業の内容

（一社）福知山地域振興社に対し、出捐金2,500万円を支出し、主に次の取組を支援します。

（１）地域資源を活用した商品開発

市内生産者や料理店等と連携し、地域農産物を活用した商品の試作、品質確認、包装、販売、PRを行い継続的に販売できる商品の開発を進めます。

（２）地域特産品の販路形成と地域の魅力発信

民間企業等との商談、試供品の提供及び地域産品フェア等を通じて販路を開拓します。また、生産者等と連携した取組の成果を順次他の地域へ展開します。

（３）事業の実施体制の強化

商品開発及び新たな取引に必要な生産者・事業者との調整、原価・品質・出荷管理、経理・在庫管理等の体制を整え、継続的な取引と安定した事業運営につなげます。

3　事業費の内訳

（款）総務費　（項）総務管理費　（目）企画費

投資及び出資金　　25,000千円（外郭団体出捐金）

4　主な特定財源

（款）寄附金　（項）寄附金　（目）総務費指定寄附金

ふるさと納税寄附金　　25,000千円

担当課	市長公室経営戦略課	電話	直通 24-7030　内線 3111

政策名	市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち					（単位：千円）
事業名	リサイクルプラザ修繕事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	55,416
13,600			13,600			補正後予算額 69,016

1　事業の背景・目的

市内全域から発生する廃棄物を分別収集した収集車両及び持込車両の重量を計量することで、搬入された廃棄物の重量を計測し処理料金の徴収を行っています。

2　事業の内容

計量棟入口側の計量器が老朽化しており、取替えを行うことで、継続的かつ適正な計量業務を実施します。

3　事業費の内訳

（款）衛生費　（項）清掃費　（目）じん芥処理費

工事請負費　13,600千円（環境パーク計量器（入口側）改修工事）

4　主な特定財源

（款）市債　（項）市債　（目）衛生債

一般廃棄物処理事業債　13,600千円×充当率75%＝　10,200千円

行政改革推進債　3,400千円



計量棟



計量器（入口側）

担当課	市民生活部生活環境課	電話	直通　22-1827　内線　6120

政策名	市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち					（単位:千円）
事業名	環境パーク運転・維持管理事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	201,398
3,665					3,665	補正後予算額 205,063

1　事業の背景・目的

家庭から排出されるごみの適正な処理（収集運搬及び処分）は、市民の衛生的で快適な生活を支える上で必要不可欠です。

本市においては、ステーション収集等により回収された燃やすごみについて、焼却処分による減容化を行った後、埋立処分を行っています。

2　事業の内容

ごみ焼却施設で使用する薬品については、半年ごとの入札に基づく単価契約を締結し、適正価格による調達に努めることで、ごみ焼却施設の安定的な施設運営を行っています。

このたび、イラン情勢の影響により、ごみ焼却施設の運転に使用する薬品の価格が高騰しています。

このため、ごみを適正に処理できるよう、価格高騰に対応します。

3　事業費の内訳

（款）衛生費　（項）清掃費　（目）じん芥処理費

需用費　3,665千円（ごみ焼却施設薬品費）

担当課	市民生活部生活環境課	電話	直通 22-1827 内線 6120

政策名	市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち					（単位:千円）
事業名	子育て世代包括支援センター事業（母子保健型）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
―						補正後予算額 ―

1　事業の背景・目的

産婦からの「こどもを預かってもらってゆっくり身体を休めたい」「授乳方法について相談したい」などの声に対し、助産師や保健師が育児相談、発育・発達相談を行い、母親が安心して休息をとることができるよう支援することで母親の身体的回復と心理的な安定の促進につなげます。

2　事業の内容

産婦なら誰でも利用できる産後ケア事業（通所型：集団）を継続して令和9年度当初から実施します。それに伴い、令和8年度において事業者選定を行い、効果的・計画的に事業を遂行するため、令和9年度に係る債務負担行為を設定します。

3　債務負担行為の設定

（単位：千円）

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府支出金	地方債	その他	一般財源
産後ケア事業（通所型：集団）業務	令和8年度～令和9年度	8,465	6,348			2,117



産後ケア事業（通所型：集団）の様子

担当課	こども家庭部こども家庭支援課	電話	直通 24-7055　内線 6271

政策名	市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち					（単位:千円）
事業名	母子保健事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
―						補正後予算額 ―

1　事業の背景・目的

「妊産婦とその家族のための教室」へ参加することで、妊娠中から出産後に始まるこどもとの生活をイメージすることができます。これにより、産後のメンタル不調の解消・緩和や虐待防止につなげ、安心して育児に臨める環境を整えることを目的としています。

2　事業の内容

本教室は、妊娠中の妊産婦とその家族を対象としており、沐浴や授乳などの育児手技の習得や、スムーズに育児に移行できるよう講話などを通して支援します。

本事業は、これまで市直営で実施していましたが、令和9年度からは実施方法を業務委託に変更するとともに、受入定員を増加することで事業の充実を図ります。これに伴い、令和8年度中に事業者選定を行い、時期を逸することなく参加いただけるよう、債務負担行為を設定し令和9年度当初から事業を開始します。利用定員〔令和8年度〕84組⇒〔令和9年度〕98組

3　債務負担行為の設定

（単位：千円）

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府支出金	地方債	その他	一般財源
妊産婦とその家族のための教室委託業務	令和8年度～令和9年度	1,000	500			500





（教室の様子）

担当課	こども家庭部こども家庭支援課	電話	直通 24-7055　内線　6227

政策名	市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち					（単位：千円）
事業名	高等教育無償化制度交付金事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	156,012
6,862					6,862	補正後予算額 162,874

1　事業の背景・目的

国の高等教育無償化制度により住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯等の学生に授業料及び入学料の減免と給付型奨学金が支給されます。このうち、福知山公立大学が実施する対象者への授業料・入学料の減免相当額を大学に交付します。

2　事業の内容

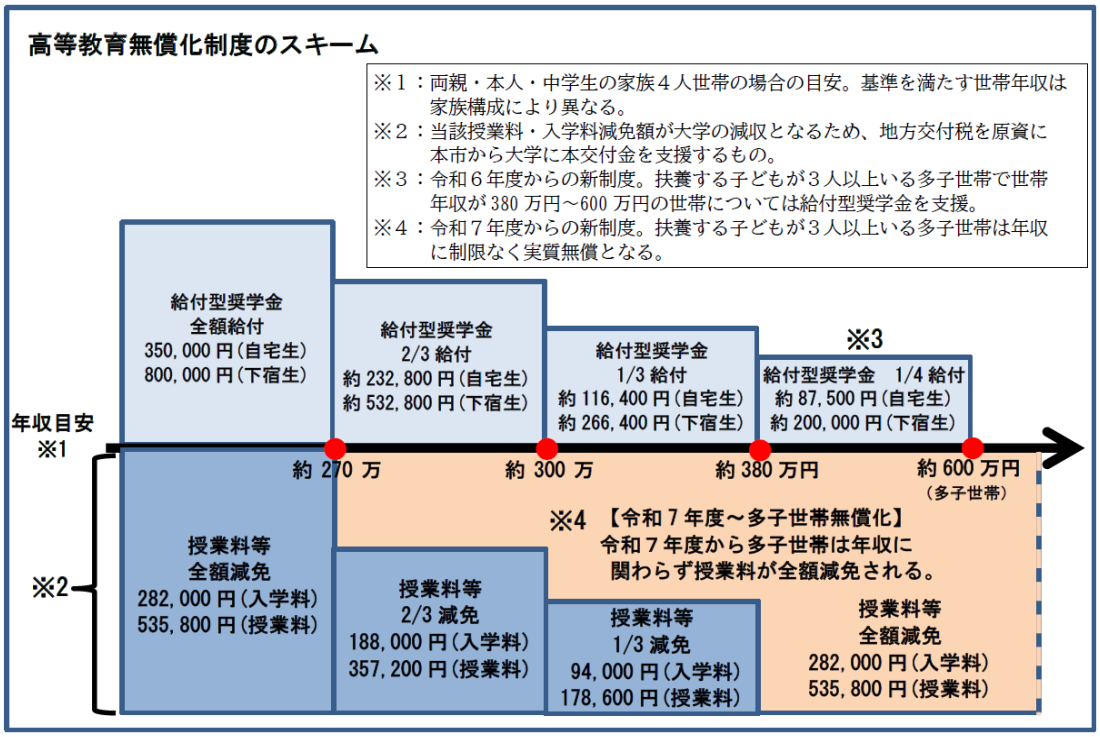
国の高等教育無償化制度に係る授業料・入学料の減免分を、地方交付税を原資とし、大学へ交付金として支出します。（給付型奨学金については、日本学生支援機構から対象学生に直接交付されます。）

令和8年度当初予算は、多子世帯が対象となった令和7年度実績を根拠に積算していましたが、想定を上回る申請があったため、増額補正します。

3　事業費の内訳

（款）教育費　（項）大学費　（目）大学振興費

負担金補助及び交付金　6,862千円（高等教育無償化制度交付金）



担当課	市長公室経営戦略課	電話	直通　24-7039　内線　3108

政策名	市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち					（単位:千円）
事業名	文化財保護関連事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	4,857
1,468					1,468	補正後予算額 6,325

1　事業の背景・目的

市内各所に所在している文化財は市の歴史や文化を物語る貴重な財産であり、この貴重な財産を後世に伝え残すことは市の責務です。文化財保護意識を醸成し、市内の文化財を未来へとつないでいくため、文化財の保護と啓発を推進します。

2　事業の内容

令和9年度に福知山市制施行90周年を迎えるにあたり、歴史と文化を誇れる活力あるまちづくりに資する記念事業の一つとして「福知山市史編さん」の着手を予定しています。

編さん作業は丹波生活衣館内で行う予定としており、年度当初から速やかに取り掛かれるよう準備を進めます。それに伴い、編さん作業に必要となる関係機能と関係資料の集約を図るため、旧勤労青少年ホーム内にある文化財整理室の機能及び歴史資料や資料調査物品などを丹波生活衣館へ移転します。

3　事業費の内訳

（款）教育費　（項）社会教育費　（目）社会教育総務費

需用費　　268千円（消耗品費）

委託料　　1,200千円（歴史資料等移転業務）

担当課	市民生活部文化・スポーツ振興室	電話	直通 24-7065　内線 3135

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					（単位:千円）
事業名	庁舎管理事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	108,985
7,769				7,769		補正後予算額 116,754

1　事業の背景・目的

本庁舎は、経年による施設の老朽化に対応した整備が求められています。庁舎の安全性を確保するため、劣化調査を実施します。

2　事業の内容

福知山市庁舎劣化調査等業務において、発注業務を着手してきましたが、人件費や物価高騰、工期内での履行が困難であったことにより2度入札不調となりました。

適正な設計及び工期を確保しつつ業務完了を図るため、増額補正を行います。

3　事業費の内訳

（款）総務費　（項）総務管理費　（目）財産管理費

委託料　7,769千円（市庁舎劣化調査等業務）

4　主な特定財源

（款）繰入金　（項）基金繰入金　（目）基金繰入金

公共施設等総合管理基金繰入金　7,769千円

担当課	総務部総務課	電話	直通 24-7036　内線 3213

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					（単位:千円）
事業名	ハピネスふくちやま管理運営事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	21,778
3,500				3,500		補正後予算額 25,278

1　事業の背景・目的

　ハピネスふくちやまは、経年による施設の老朽化に対応した整備が求められています。施設の安全性を確保するため、劣化調査を実施します。

2　事業の内容

　ハピネスふくちやま劣化調査等業務において、発注業務を着手してきましたが、人件費や物価高騰の影響、工期内での履行が困難であったことにより2度入札不調となりました。

　適正な設計及び工期を確保しつつ業務完了を図るため、増額補正を行います。

3　事業費の内訳

（款）総務費　（項）総務管理費　（目）財産管理費

　委託料　　3,500千円（ハピネスふくちやま劣化調査等業務）

4　主な特定財源

（款）繰入金　（項）基金繰入金　（目）基金繰入金

　公共施設等総合管理基金繰入金　3,500千円

担当課	市民生活部人権推進室	電話	直通 24-7021　内線 2211

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					（単位：千円）
事業名	コンビニ交付事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
15,381	国	府	市債	その他	一般財源	50,389
			13,800		1,581	補正後予算額 65,770
政策名	その他一般事業					
事業名	証明一般管理事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,714	国	府	市債	その他	一般財源	8,249
			2,400		314	補正後予算額 10,963

1　事業の背景・目的

令和8年12月に住基システム等の標準化を予定していましたが、府内市町村のシステム標準化を進めている京都府自治体情報化推進協議会より移行延期の要請を受けたことに伴い、本市が標準化後のシステムに対応する予定で進めてきたコンビニ交付システム構築を延期します。

コンビニ交付の導入を早期に実施するには、標準化によらないシステム構築が必要となるため、現行システムのデータを活用したシステム構築を行います。

2　事業の内容

現行の基幹系業務支援システムによるコンビニ交付を開始するため、現行システムのデータを活用したシステム構築費用について増額補正します。

3　事業費の内訳

コンビニ交付事業【市民課】

（款）総務費　（項）戸籍住民基本台帳費　（目）戸籍住民基本台帳費

委託料　15,381千円（コンビニ交付システム構築業務）

証明一般管理事業【税務課】

（款）総務費　（項）徴税費　（目）税務総務費

委託料　2,714千円（コンビニ交付システム構築業務）

4　主な特定財源

コンビニ交付事業【市民課】

（款）市債　（項）市債　（目）総務債

デジタル活用推進事業債　15,381千円×充当率90％≒13,800千円

証明一般管理事業【税務課】

（款）市債　（項）市債　（目）総務債

デジタル活用推進事業債　2,714千円×充当率90％≒2,400千円

担当課	市民生活部市民課 総務部税務課	電話	直通 24-7014　内線 2242 直通 24-7024　内線 3355

区　分	公債費補正					（単位:千円）
事業名	地方債繰上償還金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	―
200,000					200,000	補正後予算額 200,000

1　事業の背景・目的

　健全な財政構造を維持しつつ、将来の公債費負担を軽減するために、地方債の繰上償還を実施し、必要な行政サービスの維持に寄与します。

2　事業の内容

　減債基金を活用して、地方債の繰上償還を行います。

　【令和8年度地方債繰上償還予定額】

　繰上償還額　200,000千円（令和9年度の公債費を削減予定）

3　事業費の内訳

（款）公債費　（項）公債費　（目）元利償還金

　償還金、利子及び割引料　200,000千円（地方債繰上償還金）

担当課	総務部財政課	電話	直通 24-7035　内線 3324

区　分	補助金等償還					（単位:千円）
事業名	補助金等償還事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	10,000
59,251					59,251	補正後予算額 69,251

1　事業の背景・目的

国庫補助金や府補助金等のうち、償還（返還）の必要がある補助金等の償還を行います。

2　事業の内容

過年度に交付を受けた国・府補助金等のうち、対象事業費の確定の結果、超過交付と判明し償還が必要となる金額が、当初予算額を超える見込みとなったため、不足分を増額補正します。

3　事業費の内訳

（款）総務費　（項）総務管理費　（目）諸費

償還金、利子及び割引料 59,251千円（補助金等償還金）

【主な補助金等の名称と返還額】

・障害者自立支援給付費国庫負担金　15,743千円
・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（食料品特別加算枠分） 14,590千円
・生活保護費等（医療扶助）国庫負担金　12,826千円
・子ども・子育て支援交付金（国庫） 5,963千円
・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税補足給付分） 4,325千円

ほか25件 15,804千円　　計 69,251千円

（内訳:国…22件 65,461千円、府…6件 3,784千円、その他…2件 6千円）

担当課	総務部財政課	電話	直通 24-7035　内線 3322

<table>
<tr><td>区　分</td><td colspan="5">人件費補正</td><td>（単位：千円）</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">人件費補正（一般会計・特別会計の一部）</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>補正予算額
390,902</td><td colspan="5">左の財源内訳</td><td>補正前予算額
9,547,452</td></tr>
<tr><td rowspan="2">うち一般会計</td><td>国</td><td>府</td><td>市債</td><td>その他</td><td>一般財源</td><td rowspan="4">補正後予算額
9,938,354</td></tr>
<tr><td>392,890</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>392,890</td></tr>
<tr><td rowspan="2">うち特別会計</td><td>国</td><td>府</td><td>市債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>△1,988</td><td></td><td></td><td></td><td>△1,988</td><td></td></tr>
</table>

1　事業の背景・目的

令和８年度当初予算に対し、職員の採用、退職、異動等、給与改定に伴う人件費の過不足を調整するため、人件費の補正を行います。

（人事院は、国家公務員の給与について、民間給与との較差を埋めるため、給与改定を実施するよう国会と政府に対して勧告を行いました。
本市においては、人事院勧告に準ずることが適切と判断し、同様の改定を行います。
（企業会計職員にも適用されます。））

2　事業の内容

（１）一般職職員

人事異動等並びに給与改定に伴い、下記のとおり補正を行います。

○給料

若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の水準を引上げ、令和８年４月から遡及適用します。

○職員手当等

期末手当について、給与改定により支給月数の 0.025 月分（定年前・暫定再任用短時間勤務職員 0.025 月分）引上げを行います。

勤勉手当について、給与改定により支給月数の 0.025 月分（定年前・暫定再任用短時間勤務職員 0.025 月分）引上げを行います。

○共済費

共済費について、共済組合の適用率等の変更及び給与改定に伴う補正を行います。

（２）会計年度任用職員

人事異動等並びに給与改定に伴い、下記のとおり補正を行います。

○報酬

一般職の給料表の改定に伴い、報酬の水準を引上げ、令和８年４月から遡及適用します。

○職員手当等

期末手当について、給与改定により支給月数の 0.025 月分引上げを行います。

勤勉手当について、給与改定により支給月数の 0.025 月分引上げを行います。

○共済費

共済費について、共済組合の適用率等の変更及び給与改定に伴う補正を行います。

（３）常勤特別職

期末手当について、給与改定により支給月数の 0.05 月分引上げを行います。

３ 補正予算額の内訳　（単位：千円）

区分	計	職員の異動等	給与改定
一般会計	392,890	47,116	345,774
特別会計	△1,988	△17,784	15,796
計	390,902	29,332	361,570

【担当課所管事業分の補正額内訳】

・くりのみ園運営事業（担当課：幼保支援課）	7,148 千円
・公立保育所運営事業（担当課：幼保支援課）	23,322 千円
・スクールサポーター配置事業（担当課：学校教育課）	6,482 千円
・心の居場所づくり推進事業（担当課：学校教育課）	138 千円
・放課後児童クラブ運営事業（担当課：生涯学習課）	22,488 千円
計	59,578 千円

【特別会計の補正額内訳】

・国民健康保険事業特別会計	△816 千円
・国民健康保険診療所費特別会計	△4,152 千円
・休日急患診療所費特別会計	521 千円
・介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	461 千円
・介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）	2,081 千円
・後期高齢者医療事業特別会計	△83 千円
計	△1,988 千円

担当課	市長公室職員課	電話	直通 24-7034　内線 3232

区　分	繰出金補正					（単位:千円）
事業名	国民健康保険事業特別会計繰出金（人件費補正）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額 632,480
	国	府	市債	その他	一般財源	
△874	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費				△874	補正後予算額 631,606
事業名	国民健康保険診療所費特別会計繰出金（人件費補正）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額 31,878
	国	府	市債	その他	一般財源	
△4,152	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 診療所費				△4,152	補正後予算額 27,726
事業名	休日急患診療所費特別会計繰出金（人件費補正）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額 11,936
	国	府	市債	その他	一般財源	
521	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 休日急患診療所費				521	補正後予算額 12,457
事業名	介護保険事業特別会計繰出金（介護保険事業運営/人件費補正）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額 1,282,595
	国	府	市債	その他	一般財源	
△107	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費				△107	補正後予算額 1,282,488
事業名	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（人件費補正）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額 1,485,205
	国	府	市債	その他	一般財源	
△83	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費				△83	補正後予算額 1,485,122
事業名	病院事業会計負担金（人件費補正）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額 1,500,897
	国	府	市債	その他	一般財源	
19,495	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費				19,495	補正後予算額 1,520,392
担当課	総務部財政課		電話	直通 24-7035　内線 3322		

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち					(単位：千円)
事業名	介護保険事業運営（介護保険事業特別会計）					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	20,437
3,254	1,626			1,628		補正後予算額 23,691

1　事業の背景・目的

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により介護保険法が改正され、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤（介護情報基盤）の整備を進めています。これに伴い、市町村基幹業務支援システム（介護保険システム）の改修が必要となることから、事業費の補正を行います。

2　事業の内容

市町村基幹業務支援システム（介護保険システム）を改修し、介護情報基盤を活用して効率的な業務を行います。

3　事業費の内訳

（款）総務費　（項）総務管理費　（目）一般管理費

委託料　3,254千円（市町村基幹業務支援システム（介護保険システム）改修業務）

4　主な特定財源

（款）国庫支出金　（項）国庫補助金　（目）介護保険事業費国庫補助金

介護保険システム改修費補助金　1,626千円

（款）繰入金　（項）一般会計繰入金　（目）その他一般会計繰入金

その他一般会計繰入金　1,628千円

担当課	健康福祉部高齢者福祉課	電話	直通 24-7013　内線 2144

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち			（単位：千円）
事業名	水道事業（水道事業会計）			継続
補正予算額（①＋②）			4,804	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		4,215,660
事業収益	事業費用①	資本的収入	資本的支出②	補正後予算額
－	3,099	－	1,705	4,220,464

1　事業の背景・目的

水道施設は、市民生活や産業活動を支える重要なライフラインとして、安心で安全な水道水の供給を行うために計画的な施設更新を行っています。

今回、人事院勧告に準じた給与改定に伴い人件費の不足が見込まれるため、その事業費を補正します。

また、京都府が施工する法川河川改修にかかる水道事業用地の売却にあたり、京都府より通知のあった本年度売却単価が予算で想定した単価より低くなったことから、固定資産売却損を補正します。

2　事業の内容

（１）人件費

一般職職員及び会計年度任用職員について、一般会計・特別会計と同様に補正を行います。

（２）固定資産売却損

○当初予算計上額

取得価額：598,752円

売却見込額：45,000円×5.04㎡＝226,800円

売却損：371,952円≒372千円

○補正予算計上額

売却見込額：37,900円×5.04㎡＝191,016円

売却損：407,736円≒408千円

当初予算との差額：36千円

3　事業費の内訳

【収益的支出】

（款）事業費用　（項）営業費用　（目）原水及び浄水費（給与費）　548千円

（款）事業費用　（項）営業費用　（目）配水及び給水費（給与費）1,142千円

（款）事業費用　（項）営業費用　（目）総係費（給与費）　1,373千円

（款）事業費用　（項）特別損失　（目）固定資産売却損　36千円

【資本的支出】

（款）資本的支出　（項）建設改良費　（目）事務費（給与費）　1,705千円

担当課	上下水道部経営総務課	電話	直通 22-6503　内線 72-201

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち			（単位：千円）
事業名	病院事業（病院事業会計）			継続
補正予算額（①＋②）			474,586	補正前予算額
収益的収入及び支出		資本的収入及び支出		21,559,511
事業収益	事業費用①	資本的収入	資本的支出②	補正後予算額
458,231	474,047	－	539	22,034,097

1　事業の背景・目的

市民病院及び大江分院では、患者数は当初予算の見込みを下回っていますが、令和8年6月の診療報酬改定の好影響もあり、患者1人1日当たりの平均診療単価が上昇しており、診療収入の増加が見込まれます。

一方、支出については、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、給与費の不足が見込まれ、さらに、診療収入の増加が見込まれる反面、薬品費や診療材料費の材料費が当初見込みを上回り予算が不足することが予測されます。

これらのことに対応するため、予算の補正を行います。

2　事業の内容

○業務の予定量

（市民病院）

■入院　　年間延入院患者数を113,515人から112,420人に補正
1日平均患者数を311人から308人に補正
（一般病床308人→306人、結核病床1人、感染症病床2人→1人）
1人1日当たり平均診療単価のうち、一般病床を82,500円から86,500円に補正、結核病床を36,200円から41,600円に補正、感染症病床を88,900円から90,000円に補正

■外来　　年間延外来患者数を238,349人から237,867人に補正
1日平均患者数を989人から987人に補正
1人1日当たり平均診療単価を23,200円から23,500円に補正

（大江分院）

■入院　　年間延入院患者数17,520人（補正無し）
1日平均患者数48人（補正無し）
（地域包括ケア病床22人、療養病床26人）
1人1日当たり平均診療単価のうち、地域包括ケア病床を34,200円から35,500円に補正、療養病床を19,000円から20,000円に補正

■外来　　年間延外来患者数を14,460人から13,737人に補正
1日平均患者数を60人から57人に補正
1人1日当たり平均診療単価を8,400円から9,000円に補正

○収益的収入及び支出

（市民病院）

■収益的収入

		補正額
医業収益	入院収益	356,459千円
	外来収益	60,179千円
	他会計負担金	10,129千円
医業外収益	他会計負担金	4,639千円
看護学校収益	他会計負担金	2,563千円
収入合計		433,969千円

■収益的支出

		補正額
医業費用	給与費	243,974千円
	材料費	199,813千円
医業外費用	院内保育所費	1,395千円
	雑支出	1,979千円
看護学校費用	給与費	2,610千円
支出合計		449,771千円

■補正後の収支差引　△1,334,308千円（当年度純損失）

（補正前　△1,318,506千円）

（大江分院）

■収益的収入

		補正額
医業収益	入院収益	19,929千円
	外来収益	2,169千円
医業外収益	他会計負担金	2,164千円
収入合計		24,262千円

■収益的支出

		補正額
医業費用	給与費	19,659千円
	材料費	3,240千円
訪問看護費用	給与費	1,377千円
支出合計		24,276千円

■補正後の収支差引　△117,071千円（当年度純損失）

（補正前　△117,057千円）

○資本的収入及び支出

（市民病院）

■資本的支出　補正額

建設改良費　事務費（給与費）　539千円

■補正後の資本的収支不足額　△688,384千円

（補正前　△687,845千円）

○他会計からの負担金　補正額

（市民病院）　17,331千円

（大江分院）　2,164千円

○たな卸資産購入限度額（市民病院）　補正額　21,776千円

担当課	市民病院事務部総務課	電話	代表 22-2101 内線 71-2211

◆ 条例関連議案

1　福知山市における法令遵守の推進等に関する条例（一部改正）

【担当課：総務課　電話：（直通）24-7036（内線）3214】

1　改正の理由

公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2　改正の内容

（1）公益目的通報をすることができる者の中に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に規定する特定受託業務従事者等を加えることとした。

（第２条第２号キ関係）

（2）文言の整理を行うこととした。

（第２条第１号、第２号ウからカ、第３号及び第４号関係）

3　施行期日

公布の日

4　その他

令和８年１２月１日に遡り適用する。

2　福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例（一部改正）

【担当課：職員課　電話：（直通）24-7034（内線）3232】

1　改正の理由

福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の期末手当の率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2　改正の内容

（1）改正条例第１条による改正の内容

令和８年１２月に支給する市長等の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第９条第２項関係）

	改正後	現行	差
期末手当	１．８月	１．７５月	０．０５月増

（2）改正条例第２条による改正の内容

令和９年４月１日以降に支給する市長等の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第９条第２項関係）

	改正後	現行	差
期末手当	１．７７５月	１．８月	０．０２５月減

３　施行期日
（１）改正条例第１条による改正の内容　公布の日
（２）改正条例第２条による改正の内容　令和９年４月１日

４　その他
改正内容（１）は、公布の日から施行するが、令和８年１２月１日に遡り適用する。

3　福知山市一般職職員の給与に関する条例（一部改正）

【担当課：職員課　電話：（直通）24-7034（内線）3232】

１　改正の理由
一般職職員の給与改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容
（１）改正条例第１条による改正の内容
ア　令和８年１２月に支給する一般職職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第１８条第２項及び第３項関係）

	改正後	現行	差
職員	１．２８７５月	１．２６２５月	０．０２５月増
定年前再任用短時間勤務職員	０．７３７５月	０．７１２５月	０．０２５月増

イ　令和８年１２月に支給する一般職職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

（第１８条の４第２項関係）

	改正後	現行	差
職員	１．０８７５月	１．０６２５月	０．０２５月増
定年前再任用短時間勤務職員	０．５３７５月	０．５１２５月	０．０２５月増

ウ　一般職職員の給料表を改めることとした。

（別表第２関係）

（２）改正条例第２条による改正の内容
ア　令和９年４月１日以降に支給する一般職職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第１８条第２項及び第３項関係）

	改正後	現行	差
職員	１．２７５月	１．２８７５月	０．０１２５月減
定年前再任用短時間勤務職員	０．７２５月	０．７３７５月	０．０１２５月減

イ　令和９年４月１日以降に支給する一般職職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

（第１８条の４第２項関係）

	改正後	現行	差
職員	１．０７５月	１．０８７５月	０．０１２５月減
定年前再任用短時間勤務職員	０．５２５月	０．５３７５月	０．０１２５月減

３　施行期日

（１）改正条例第１条による改正の内容　公布の日

（２）改正条例第２条による改正の内容　令和９年４月１日

４　その他

改正の内容（１）は、公布の日から施行するが、ア及びイは令和８年１２月１日に、ウは令和８年４月１日に遡り適用する。

4　福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（一部改正）

【担当課：職員課　電話：（直通）24-7034（内線）3232】

１　改正の理由

会計年度任用職員の給与改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容

（１）改正条例第１条による改正の内容

ア　令和８年１２月に支給する会計年度任用職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第９条第２項関係）

	改正後	現行	差
会計年度任用職員	１．２８７５月	１．２６２５月	０．０２５月増

イ　令和８年１２月に支給する会計年度任用職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

（第１０条第２項関係）

	改正後	現行	差
会計年度任用職員	１．０８７５月	１．０６２５月	０．０２５月増

ウ　会計年度任用職員の給料表を改めることとした。

（別表第２関係）

（２）改正条例第２条による改正の内容

ア　令和９年４月１日以降に支給する会計年度任用職員の期末手当の率について、次のように改めることとした。

（第９条第２項関係）

	改正後	現行	差
会計年度任用職員	１．２７５月	１．２８７５月	０．０１２５月減

イ　令和９年４月１日以降に支給する会計年度任用職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

（第１０条第２項関係）

	改正後	現行	差
会計年度任用職員	１．０７５月	１．０８７５月	０．０１２５月減

３　施行期日

（１）改正条例第１条による改正の内容　公布の日

（２）改正条例第２条による改正の内容　令和９年４月１日

４　その他

改正の内容（１）は、公布の日から施行するが、ア及びイは令和８年１２月１日に、ウは令和８年４月１日に遡り適用する。

5　福知山市丹波生活衣館条例（一部改正）

【担当課：文化・スポーツ振興室　電話：(直通）24-7033（内線）3134】

１　改正の理由

福知山市丹波生活衣館における展示内容の変更等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容

（１）福知山市丹波生活衣館において保存及び活用する資料の中に、文化財を加えることとした。

（第１条関係）

（２）使用可能な施設の一覧から市民ギャラリーを削るとともに、研修室の使用料を改めることとした。

（別表関係）

（３）文言の整理を行うこととした。

（第２条第１号から第３号、第９条第１号及び第１０条第１項関係）

３　施行期日

令和９年４月１日

6　福知山市火災予防条例（一部改正）

【担当課：消防署予防課　電話：(直通)23-5119（内線）2420-112】

１　改正の理由

火気器具の周囲に設置される排気ダクト等に起因する火災の予防対策を講じることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容
　液体燃料、固体燃料若しくは気体燃料を使用し、又は電気を熱源とする調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理に係る義務について定めることとした。
（第１８条第３項、第１９条第３項、第２０条第３項及び第２１条第３項関係）

３　施行期日
　令和９年４月１日

7　福知山市病院事業管理者の給与に関する条例（一部改正）
【担当課：職員課　電話：（直通）24-7034（内線）3232】

１　改正の理由
　福知山市病院事業管理者の給料表の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容
　給料表を改めることとした。
（別表関係）

３　施行期日
　公布の日

４　その他
　令和８年４月１日に遡り適用する。

8　市民交流プラザふくちやま条例（一部改正）
【担当課：中央公民館　　電話：（直通）22-9551】

１　改正の理由
　市民交流プラザふくちやま別館の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容
（１）目的及び設置に係る規定から市民交流プラザふくちやま別館を削ることとした。
（第１条関係）
（２）市民交流プラザふくちやま別館の名称及び位置に係る規定を削ることとした。
（第２条関係）
（３）市民交流プラザふくちやま別館の使用料に係る規定を削ることとした。
（別表第１第５項及び第６項）
（４）文言の整理を行うこととした。
（第３条から第６条、第１０条第１項及び第２項、第１１条並びに第１２条第１項関係）

３　施行期日
令和９年４月１日

9　福知山市大江町過疎地域総合センター条例（一部改正）

【担当課：中央公民館　　電話：(直通）22-9551】

１　改正の理由
福知山市大江町過疎地域総合センターの会議室の一部を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正の内容
会議室のうち、第１会議室及び第２会議室を削ることとした。

（別表関係）

３　施行期日
公布の日

10　福知山市下水道条例（一部改正）

【担当課：下水道課　電話：(直通）23-2085（内線）72-401】

１　改正の理由
下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

２　改正の内容
文言の整理を行うこととした。

（第３条の２関係）

３　施行期日
下水道法等の一部を改正する法律附則第１条本文に規定する施行の日

◆ その他議案

■ 財政調整基金の繰入れについて

【担当課：財政課　　電話：(直通)24-7035　(内線)3320】

一般会計補正予算（第４号）の財源に充てるため、財政調整基金を繰り入れます。

繰入れ金額　　２８４，３３９千円以内
繰入れの事由　　福知山市財政調整基金条例第４条第３号による

今回の繰入れにより、財政調整基金の令和８年度末残高見込額は 35 億 9459 万円となります。

（単位：千円）

①	②	③	④		⑤ (①＋②＋③－④)
R07 年度末 残高	歳計 乗余金	R08 年度 利子(見込)	R08 年度繰入額		R08 年度末残高 (見込)
3,754,430	329,915	14,587	504,339		3,594,593
			R08 当初	今回補正額	
			220,000	284,339	

■ 「福知山市まちづくり構想　ふくちズム」の策定について

【担当課：経営戦略課　　電話：(直通)24-7030　(内線)3106】

福知山市議会基本条例第１０条第１号の規定により議会の議決を要する。

１　まちづくり構想の概要

福知山市自治基本条例では、市民一人ひとりが福知山を誇りに思い、自ら考え、行動し、まちづくりに参画しながら「幸せを生きる」ことをめざしている。条例に定める「人権尊重」「男女平等」「情報の共有」「参画と協働」の自治の４原則を踏まえ、市民と市が共に福知山の未来を考え、共に取り組むまちづくりを進めていくため、条例第１６条に規定する総合的な市政運営の指針として「福知山市まちづくり構想　ふくちズム」を策定するものである。

（１）はじめに

まちづくり構想の概要、全体像、これまでの取組についてまとめた。

（２）長期ビジョン

２０４０年に向けて予想される社会の６つの変化、見えてきた暮らしの課題、めざす福知山の将来像（政策分野）を示した。

（３）みんなで取り組むまちづくり

まちづくりの取組体系、施策分野、暮らしのまんなかプロジェクトを定めた。

（４）評価体制

まちづくり構想を推進・評価していく体制、毎年度のＰＤＣＡサイクルを示した。

２　計画の期間

２０２７(令和９)年度から２０３１(令和１３)年度まで

■ 財産の無償譲渡について

【担当課：資産活用課　電話：(直通)24-7068　(内線)4341】

1　無償譲渡をする財産

土地　２筆

所在地　　福知山市字篠尾小字八王寺３７９番１
地　目　　宅地
地　積　　３４１．９９㎡
所在地　　福知山市字篠尾小字八王寺３７９番２
地　目　　原野
地　積　　６９㎡
合　計　　４１０．９９㎡

2　無償譲渡の相手方

名　称　　福知山市厚自治会
代表者　　自治会長　蘆田　隆

3　無償譲渡の理由

地元自治会で管理されてきた実態のある大字中名義であった普通財産につき、国道拡幅事業に対応する必要があることから地元自治会の所有へと名義変更を行うことを目的とする。（地元自治会が認可地縁団体でないことから、登記名義人は個人となる。）

4　譲渡の時期

令和９年１月４日

■ 公の施設に係る指定管理者の指定について（３件）

施設名称（位置）	指定管理者	指定期間 〔債務負担行為限度額〕 【担当課・連絡先】
福知山市芦田均記念館 福知山市字宮 36 番地	名　称　芦田均元首相顕彰会 代表者　会長 井上 重典	R9.4.1～R12.3.31 〔14,855 千円〕 【文化・スポーツ振興室 (直通)24-7033・(内線)3134】
福知山市民運動場、福知山市民体育館、北部地域多目的グラウンド 福知山市字和久市 235 番地ほか、福知山市字和久市 254 番地、福知山市字岩井 3 番地	名　称 福知山スポーツパートナーズ 代表団体　一般財団法人福知山市スポーツ協会 会長 冨士原 正人 構成団体　一般社団法人福知山ユナイテッド 代表理事 片野 翔大	R9.4.1～R14.3.31 〔98,250 千円〕 【文化・スポーツ振興室 (直通)24-7069・(内線)5333】

長田野公園スポーツ施設 福知山市長田野町二丁目１番地	名　称　一般社団法人福知山ユナイテッド 代表者　代表理事 片野 翔大	R9.4.1～R19.3.31 〔109,084 千円〕 【文化・スポーツ振興室 (直通)24-7069・(内線)5333】

■ 和解について

【担当課：商業観光課　　電話：(直通)24-7076　(内線)4152】

大阪地方裁判所からの和解勧告に基づき、求償金請求事件に係る解決金の額を次のとおり定め、和解する。

解決金　　２０,０００,０００円

１　事件名
大阪地方裁判所　令和５年(ワ)第７７５７号　求償金請求事件

２　当事者等
原告　　三井住友海上火災保険株式会社
被告　　福知山市
被告補助参加人　　損害保険ジャパン株式会社

３　和解の内容
（１）被告は、原告に対し、解決金として金２０００万円の支払義務があることを認める。
（２）被告補助参加人は、被告に代わり、原告に対し、前項の金員を、和解期日により定める日限り、原告の指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告補助参加人の負担とする。
（３）原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
（４）原告、被告及び被告補助参加人は、原告と被告との間及び原告と被告補助参加人との間並びに被告と被告補助参加人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないこと、及びこの和解の成立が弁論分離前の相被告Ａの法的地位に何らの影響を及ぼすものではないことを相互に確認する。
（５）訴訟費用及び補助参加費用は、各自の負担とする。

■ 損害賠償の額について

【担当課：都市・交通課　　電話：(直通) 24-7052 (内線) 4314】

令和８年８月３１日、福知山市長田野町地内の市ノ谷公園駐車場において、根腐れにより樹木が倒れ、個人が所有する車両の車体及びガラスを損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額　　１，５９２，６９０円

■ 損害賠償の額について

【担当課：都市・交通課　　電話：(直通) 24-7052 (内線) 4314】

令和８年８月３１日、福知山市長田野町地内の市ノ谷公園駐車場において、根腐れにより樹木が倒れ、個人が所有する車両の車体及びガラスを損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額　　１，０６２，８８６円

■ 損害賠償の額について

【担当課：都市・交通課　　電話：(直通) 24-7052 (内線) 4314】

令和８年８月３１日、福知山市長田野町地内の市ノ谷公園駐車場において、根腐れにより樹木が倒れ、個人が所有する車両の車体を損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額　　１９０，５２０円

■ 損害賠償の額について

【担当課：都市・交通課　　電話：(直通) 24-7052 (内線) 4314】

令和８年８月３１日、福知山市長田野町地内の市ノ谷公園駐車場において、根腐れにより樹木が倒れ、長田野工業団地内企業が管理するフェンス及びポールを損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額　　８７１，２００円

■ 福知山市国土強靱化地域計画の改訂について

【担当課：経営戦略課　　電話：(直通)24-7030　(内線)3110】

福知山市議会基本条例第１０条第２号の規定により議会の議決を要する。

１　計画の概要

東日本大震災の教訓から、平成２５年１２月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨を踏まえ、本市

においてもいかなる災害が起こっても機能不全に陥らず、市民が安全に暮らすことができる「強靭な地域」をつくりあげるため、基本法第１３条に基づき策定している「福知山市国土強靭化地域計画」を改訂するもの。

（１）計画の策定趣旨、位置づけ、計画期間
　策定趣旨等、計画の基本的な事項を示した。

（２）福知山市の地域特性
　福知山市の地勢、気象、交通、人口推移の特徴についてまとめた。

（３）想定するリスク
　豪雨等による土砂災害・風水害等、地震、雪害を、今後発生が想定され、市民生活等に甚大な影響を及ぼす自然災害と規定した。

（４）強靭化の考え方
　４つの「基本目標」と６つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

（５）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
　本市の地域特性を踏まえて、２５項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

（６）重点化する取組事項
　２５項目の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき１２項目を重点的に推進していくこととした。

（７）国土強靭化の推進方針
　「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針、施策分野ごとの推進方針について定めた。

（８）計画の推進と見直し
　計画の推進体制や進捗管理について示した。

２　計画の期間
　計画策定後、概ね５年間